

課題と論点に対する検討案

事項	課題	論点	検討案
1. 法と条例の整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正により、届出義務者が施工者から発注者等に変更された。</li> <li>事前調査の結果を施工者が発注者に書面で説明する義務が規定された。</li> <li>条例の規定について検討する必要がある。</li> </ul>	1) 発注者に主体的な認識を持って関与させるという法改正の趣旨から、条例も法に合わせるべきか。	<p>案 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者の主体的な関与という観点から、法改正に合わせて届出義務者を施工者から発注者等へ変更する。</li> <li>また、施工者が発注者に書面で事前調査の結果を説明する義務を設けることを規定する。</li> <li>発注者の配慮事項について、法改正により工事費その他特定工事の請負契約に関する事項が規定されたことから、条例（対象：石綿含有成形板に限る）においても発注者の配慮事項を規定する。</li> </ul> <p>（資料 2 - 2 石綿に関する事前調査結果説明書（様式例））</p>
2. 事前調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例では、事前調査の方法として、設計図書その他の資料の確認、目視、分析としか規定されていない。</li> <li>例えば、建築物等の構造上、表面に現れていない建材については、目視では分からない。</li> </ul>	1) 事前調査の方法をどのように規定するべきか。	<p>案 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前調査の方法・事項について、具体化・明確化を図り、事前調査の適否を速やかに判断できるようにすべき。</li> <li>例えば、行政が事前調査の方法やチェックポイントなどを示した指針を作成し、公表する。</li> <li>このような指針の作成にあたっての事前調査の考え方、調査結果の記載事項については、以下のような点が考えられる。</li> </ul> <p><b>考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正法では事前調査結果について届出書に添付する義務等はないが、届出書に添付（又は届出が不要な場合は保存）させることにより、速やかに判断できるようにすべき。</li> <li>事前調査の方法は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒明らかに石綿含有建材が付着していない鉄骨、木材等は目視により石綿なしを判断</li> <li>⇒目視で石綿の有無を確認できれば、目視で可</li> <li>⇒目視では石綿の有無を判別できない建材なら、目視以外の調査をする</li> <li>⇒設計図書等資料の有無にかかわらず、改修等により変更されている可能性があるため、表面の板を剥がすなどした上で、照明等で照らしながら内部を確認する</li> </ul> </li> </ul> <p><b>記載事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係者関係) 発注者、施工者</li> <li>建築物関係) 建築物の名称、所在地、延床面積、竣工年月、階数、構造</li> <li>調査実施者関係) 事前調査実施者の氏名、所有している資格、所属、連絡先</li> <li>調査結果関係) 石綿含有建築材料の有無、調査日、調査結果の詳細、届出の要否</li> <li>調査対象関係) 建築物の階、部屋、建材部位ごとの石綿の有無、改修の履歴の有無、設計図書又は目視による調査項目、分析による調査項目</li> </ul> <p><b>委員意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前調査については、労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定により公表することとされている技術上の指針とその解説本の扱いである「石綿飛散漏洩防止徹底マニュアル」により指導している。</li> <li>事前調査において、目視の際、天井ボードを外して調べるといったところまで細かい規定は定めていない。解体現場における石綿の状況について、パターンが多いこともあるので、例示の掲載がしにくいのが現実。</li> <li>事前調査の項目を様式で定めて提出をさせることは、たとえその様式について拘束力がないとしても、ある程度効果があるのではないかと。細かく書かせることは 1 つのプレッシャーになると思う。</li> <li>労働安全衛生法においては、マニュアルの中で事前調査項目について、様式を定めている。</li> <li>届出書に事前調査結果の写しを添付させるとのことだが、善良な業者には厳しくなるだけで、様式については工夫が必要。</li> <li>建材を見たら石綿が含まれているかどうかわかるのか。最終的には分析しないといけないのではないかと。</li> </ul> <p>（参考資料 1 石綿障害予防規則における事前調査）</p>

		1) 設計図書その他の資料の確認、目視、分析以外にどのような方法があるか。	案1) ・設計図書その他の資料の確認、目視、分析以外の事前調査の方法・事項については、効率的・効果的かつ現実的に対応可能な方法はなかなか存在しない。 ・事前調査の適切な実施を担保するために、上記指針に基づくチェックリストのほか、専門家の活用も考えられる。例えば、国が検討する調査機関の登録制度が確立するまでは時間がかかるので、石綿に関し、一定の知見を有し、的確な判断ができる者として、建築や建材に関連する資格を有する者（石綿作業主任者、建築士等）等、既存の専門家を活用できないか。
	・事前調査結果の表示について、表示する項目は石綿の使用の有無及び石綿含有建材の種類のみである。	1) 事前調査結果の表示内容の充実を図るべきか。	案1) ・事前調査結果の表示については、公衆の見やすい箇所に縦40cm、横60cmの掲示板を設置することにより行うこととされているが、表示の項目は石綿の使用の有無及び石綿含有建材の種類のみであることから、例えば、住民の理解を得やすくするため、現場に事前調査結果の写しを備えるようにする。  委員意見) ・掲示板をもう少しわかり易くするほうがよい。  (資料2-3 事前調査結果の表示(様式例))
	・事前調査が不十分で、石綿含有のおそれがある建材が発覚した場合、石綿含有が判明するまで、作業停止等を行政指導により行わざるを得ない。	1) 事前調査を実施していない場合は勧告制度があるが、事前調査が不十分である場合は、規制の実効性を担保する措置はない。	案1) ・上記指針などにより、現場で事前調査が不十分であると認められた場合、例えば、事前調査の再実施、作業の一時停止等を速やかに勧告・命令する行政措置により実効性を担保することを検討する。  委員意見) ・労働安全衛生法上では、事前調査の不足による作業停止を指示することはあるが、あくまで行政指導。
	・法改正により、特定工事に該当しないことが明らかなものは事前調査に係る規定の適用を受けない(除外規定)。 ・条例には除外規定がないので、法との整合を検討する必要がある。	1) 法改正により、事前調査に係る規定の適用を受けない解体等工事については、事前調査結果の掲示の義務がないことから、住民に対する情報提供ができなくなる。 2) 条例でどのように手当てするべきか。	案1) ・住民に対する安全・安心の確保の観点から、全ての解体工事において事前調査を行わせ、その結果を表示させるという条例(対象:全ての建築材料)の規定は従前どおりとする。 ・法で事前調査の実施が除外された工事であっても、除外された工事であることを条例(対象:全ての建築材料)の掲示項目として位置付ける。  (資料2-3 事前調査結果の表示(様式例))
3. 大気濃度測定	・国では、作業基準の一環として大気濃度測定の義務付けを検討している(省令改正)。 ・条例では、敷地境界における規制基準と測定義務を規定している。 ・条例における測定のあり方を検討する必要がある。	(省令改正を見定めて今後検討する。)	案1) ・周辺の住民の健康影響と作業基準の実施状況を確認するため、従前どおり条例で敷地境界における測定義務を課す。  委員意見) ・改正法の作業基準で排出口基準が定められた場合、条例で敷地境界基準を残せば厳しくなるが、リスク管理の観点から必要である。 ・測定方向によって石綿濃度は変動するので、従前どおり4箇所測定する必要がある。 ・府はクロスチェックの意味でフォローしている。それを継続していくべき。  (参考資料2 石綿飛散防止専門委員会関係資料(抜粋))

<p>4. 立入検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正により、特定工事の現場のみならず解体等工事の現場に立入検査ができるよう範囲が拡大されたものの、施工者及び発注者の事務所に立入検査ができない。</li> <li>条例では、解体現場及び施工者の事務所に立入検査ができる。</li> <li>条例で発注者の事務所へ立入検査の拡大を図る必要がある。</li> </ul>	<p>1) 条例では、事前調査結果等を確認するため、施工者の事務所に立入検査ができるが、発注者の事務所も、届出内容について確認するための立入検査の対象とするべきか。</p> <p>2) また、届出義務者を発注者とした場合の施工者の事務所への立入検査の位置付けをどうするべきか。</p>	<p>案1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前調査結果を施工者が発注者等に書面で説明する義務が規定されたことから、事前調査結果を確認するため、従前どおり、条例により施工者の事務所に立入検査ができるとする。</li> <li>また、事前調査結果の説明書類を確認するため、新たに発注者の事務所に立入検査ができるよう規定する。</li> </ul> <p>(参考) 報告徴収と立入検査の適用範囲</p> <table border="1" data-bbox="1478 384 2778 1035"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現行法</th> <th>改正法</th> <th>現行条例</th> <th>今後の検討案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">報告徴収</td> <td>誰に</td> <td>・特定工事を施工する者</td> <td>・解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者</td> <td>・建築物の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工し、又は施工した者 ・特定排出等工事を施工し、又は施工した者</td> <td>・同左</td> </tr> <tr> <td>何を</td> <td>・特定粉じん排出等作業の状況等</td> <td>・解体等工事に係る建築物等の状況 ・特定粉じん排出等作業の状況等</td> <td>・事前調査若しくは石綿排出等作業の実施状況等</td> <td>・同左</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">立入検査</td> <td>どこに</td> <td>・特定工事の場所</td> <td>・解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場</td> <td>・特定排出等工事の場所 ・建設工事を施工し、又は施工した者の事務所 ・特定排出等工事を施工し、又は施工した者の事務所等</td> <td>・同左 ・発注者の事務所</td> </tr> <tr> <td>何を</td> <td>・特定工事に係る建築物等その他の物件</td> <td>・解体等工事に係る建築物等その他の物件</td> <td>・事前調査若しくは石綿排出等作業の実施状況</td> <td>・同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法では、施工者の事務所へ立ち入りを行い、帳簿や関係書類を見ることは可能であり、条例の規定は問題ない。</li> <li>発注者には届出義務者としての責務、施工者には事前調査の実施義務者としての責務があることから、どちらの事務所にも立入検査ができるようにしておくことは必要。</li> </ul> <p>(資料2-4 解体作業、解体等工事、特定工事の関係)</p>			現行法	改正法	現行条例	今後の検討案	報告徴収	誰に	・特定工事を施工する者	・解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者	・建築物の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工し、又は施工した者 ・特定排出等工事を施工し、又は施工した者	・同左	何を	・特定粉じん排出等作業の状況等	・解体等工事に係る建築物等の状況 ・特定粉じん排出等作業の状況等	・事前調査若しくは石綿排出等作業の実施状況等	・同左	立入検査	どこに	・特定工事の場所	・解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場	・特定排出等工事の場所 ・建設工事を施工し、又は施工した者の事務所 ・特定排出等工事を施工し、又は施工した者の事務所等	・同左 ・発注者の事務所	何を	・特定工事に係る建築物等その他の物件	・解体等工事に係る建築物等その他の物件	・事前調査若しくは石綿排出等作業の実施状況	・同左
		現行法	改正法	現行条例	今後の検討案																										
報告徴収	誰に	・特定工事を施工する者	・解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者	・建築物の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工し、又は施工した者 ・特定排出等工事を施工し、又は施工した者	・同左																										
	何を	・特定粉じん排出等作業の状況等	・解体等工事に係る建築物等の状況 ・特定粉じん排出等作業の状況等	・事前調査若しくは石綿排出等作業の実施状況等	・同左																										
立入検査	どこに	・特定工事の場所	・解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場	・特定排出等工事の場所 ・建設工事を施工し、又は施工した者の事務所 ・特定排出等工事を施工し、又は施工した者の事務所等	・同左 ・発注者の事務所																										
	何を	・特定工事に係る建築物等その他の物件	・解体等工事に係る建築物等その他の物件	・事前調査若しくは石綿排出等作業の実施状況	・同左																										
<p>5. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿含有成形板が改正法の規制対象になっていない。</li> <li>特定粉じんに係る届出施設のうち、石綿に係る届出施設は府内に現存しないのに、関連する規定が残っている。</li> <li>条例第10条の大気保全対策は、燃焼系の燃料削減により大気環境保全を図ろうとするものであり、石綿等による大気汚染対策は考慮されていない。</li> </ul>	<p>1) 石綿含有成形板の規制をどうするべきか。</p> <p>1) 条例の規定を見直すべきか。</p> <p>1) 石綿に対する施策の充実・強化が求められていることから、条文の見直しを行うべきか。</p>	<p>案1) 国では平成25年度に石綿含有成形板の実態調査、検証・評価を行うこととしている。条例による石綿含有成形板の規制は従前どおりとする。</p> <p>委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石綿含有成形板の規制は必要である。リスク管理の観点から見ると、使っている総量では成形板が圧倒的に多い。破壊した場合どの程度飛散するかの実験データもある。条例による石綿含有成形板の規制は継続すべきだ。</li> </ul> <p>(参考資料2 石綿飛散防止専門委員会関係資料(抜粋))</p> <p>案1) 石綿に係る届出施設の規定を削除する。</p> <p>案1) 条例第10条第2項として、石綿飛散防止対策を推進する旨の規定を追加する。</p> <p>(参考) 条例の大気汚染防止対策(10条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(大気保全対策の推進)</p> <p>第十条 府は、事業者又は府民が、その事業活動又は日常生活において、大気の保全に資するよう自ら廃熱を有効に利用し、又は未利用エネルギーを活用することを促進するための指針を策定し、その普及及び啓発に努めるものとする。</p> </div>																												

